四日市市建築基準法許可審査基準

(建築基準法第43条第2項第2号許可に関する建築審査会包括同意)

平成12年 1月24日 四日市市建築審査会承認

改正 平成16年 1月15日

改正 平成17年10月20日

改正 平成31年 1月24日

第1 総則

1 趣旨

市長が、建築基準法(以下「法」という。)第43条第2項第2号の規定による許可を行う場合に、下記の許可基準に適合するものについては、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。

2 適用の範囲

建築基準法施行規則(以下「省令」という。)第10条の3第4項各号のいずれかに該当するものについて適用する。

第2 許可基準

- 1 省令第10条の3第4項第1号に該当する場合 次の各号を満たすものであること。
 - (1) 敷地が、国、地方公共団体及び法第18条の規定の運用について法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人(以下「国等」という。)が管理している公園、緑地、広場その他これらに類する空地(以下「空地」という。)に2メートル以上接していること。
 - (2) 空地内に避難上、安全上支障がない通路が確保されていること。
 - (3) 空地の維持管理及び通行について、当該空地の管理者との協議が整い、支障がないと認められること。
 - (4) 建築物の用途が、一戸建ての住宅、農林漁業用倉庫その他公益上必要と認められる倉庫であること。

- 2 省令第10条の3第4項第2号に該当する場合 次の各号を満たすものであること。
 - (1) 敷地が、農道整備事業による農道、土地改良事業による道、河川若しくは 海岸の管理用道路又は国等が管理する道(以下「農道等」という。)に2メ ートル以上接していること。
 - (2) 農道等の幅員が、4メートル以上であること。
 - (3) 農道等がアスファルト舗装等により道路状に整備されていること。
 - (4) 農道等がU字溝、地先ブロック、境界杭等で明確に表示されていること。
 - (5) 農道等の維持管理及び通行について、当該農道等の管理者との協議が整い、 支障がないと認められること。
 - (6) 農道等を法第42条第1項の道路(以下「道路」という。)とみなし、法 第3章の規定を満たすこと。
- 3 省令第10条の3第4項第3号に該当する場合 次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 敷地が、道路に通ずる私道(農道等が含まれているものを含む。以下「私道等」という。) に 2 メートル以上接しており、次の条件を満たすこと。
 - ①私道等の幅員が、4メートル以上であること。
 - ②私道等が、敷地の末端まで確保されていること。
 - ③私道等が、アスファルト舗装等により道路状に整備されていること。
 - ④私道等が、U字溝、地先ブロック、境界杭等で明確に表示されていること。
 - ⑤私道等の維持管理及び通行上の使用について、当該私道等の所有者及び管理者と協議が整い、支障がないと認められること。
 - ⑥私道等の民有地の部分は、分筆の上、地目が公衆用道路になっていること。
 - ⑦私道等に面して第三者が建築することについて、当該私道等の所有者の承諾を得ていること。
 - ⑧私道等を道路とみなし、法第3章の規定を満たすこと。
 - (2) 敷地が、道路に通ずる通路(農道等が含まれているものを含む。以下「通路等」という。)に2メートル以上接しており、次の条件を満たすこと。
 - ①通路等の幅員が、2メートル以上であること。

- ②建築物の用途が、一戸建ての住宅であること。
- ③工事種別が、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又 は既に建築物が存する敷地における建替えであること。
- ④ 通路等が、アスファルト舗装等により道路状に整備されていること。
- ⑤通路等が、U字溝、地先ブロック、境界杭等で明確に表示されていること。
- ⑥通路等の維持管理及び通行上の使用について、当該通路等の所有者及び管理者との協議が整い、支障がないと認められること。
- ⑦通路等の民有地の部分は、分筆の上、地目が公衆用道路となっていること。

第3 建築審査会への報告

市長は、この審査基準により許可したものについては、すみやかに建築審 査会にその内容を報告するものとする。

なお、建築審査会の同意の日付は、許可の日とする。

附則

(施行期日)

この基準は、平成12年 1月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年 1月15日から施行する。

附則

この基準は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年 1月24日から施行する。